

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2026年 2月16日(月)

今週のことば

食文化分野の新顕彰「食の至宝」

文化庁は、日本の食文化の担い手（料理人等）に対する新たな顕彰制度を創設。当代一流の技を保持し、食文化の価値向上に大きく貢献している等を満たす個人を顕彰。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/16(月) 仏滅 所得税の確定申告(～3月16日)
17(火) 先勝 旧暦1月1日
18(水) 友引 特別国会召集、第2次高市内閣発足
19(木) 先負 雨水
20(金) 仏滅 首相の施政方針演説など
21(土) 大安 ヘルリン国際映画祭授賞式
22(日) 赤口 大阪マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/9(月)	56,364 △2110	156.58 △0.30
10(火)	57,651 △1287	155.56 △1.02
11(水)	建国記念の日	
12(木)	57,640 ▼11	153.00 △2.56
13(金)	56,942 ▼698	153.39 ▼0.39

本年4月からの「在職老齢年金制度」

働きながら年金を受給している方は、賃金と年金額の合計額が一定の基準額を超える場合に年金額が減額される「在職老齢年金制度」が設けられていますが、年金制度改正により本年4月から基準額が大幅に引上げられます。

◆ 基準額を51万円から65万円に引上げ

在職老齢年金制度は厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している方で、①総報酬月額相当額（標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額÷12）と、②老齢厚生年金の基本月額の合計額が、一定の基準額（支給停止調整額）を超える場合に、超える金額の1/2が支給停止となる制度です（支給停止は老齢厚生年金が対象となり、老齢基礎年金は対象外）。

昨年の年金制度改正において高齢者がより働きやすい仕組みとする観点から、支給停止調整額（令和7年度は51万円）を大幅に引上げる見直しが行われ、令和8年度から「65万円」となります（改正法成立時は「62万円」とされていましたが、名目賃金の変動に応じて「65万円」に改定されました）。

◆ 賃金以外の収入は本制度の対象外

上記の見直しにより、本年4月からは総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が65万円以下の場合、支給停止となる金額はなく全額支給となります。

なお、賃金以外の収入（事業所得や不動産所得など）がある場合でも本制度における支給停止額の計算には含みません。また、70歳以上で厚生年金適用事業所に勤務されている方については、厚生年金保険の被保険者ではありませんが本制度の対象となり、支給調整が行われます。

■この記事の詳細は、情報BOX201507

提出した確定申告書に誤りがあった場合は

令和7年分の所得税の確定申告が始まりましたが、確定申告書を提出した後に申告内容の誤りに気付いた場合、申告期限内（3月16日まで）であれば最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を再提出します。ただし、当初提出した申告書で還付される税金を多く申告し既に還付済みとなっている場合は、申告書の再提出とともに還付済みの税金との精算も必要となります。

また、申告期限後に誤りを発見し、納付する税金を多く申告又は還付される税金を少なく申告していた場合は「更正の請求」、納付する税金を少なく申告又は還付される税金を多く申告していた場合は「修正申告」を行います。

外国人労働者・雇用事業所ともに過去最高

外国人労働者を雇用する事業主には、雇入れ・離職時に「外国人雇用状況」の届出が義務付けられています。

厚労省が取りまとめた令和7年10月末時点の届出状況によると、外国人労働者数は257万1037人（前年比11.7%増）、外国人を雇用する事業所数は37万1215所（同8.5%増）となり、ともに過去最高を更新しました。また、外国人を雇用する事業所の規模は「30人未満」が最も多く、事業所数全体の63.1%を占めています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和8年4月から在職老齢年金制度の支給停止基準額が大幅引上げ

令和7年6月13日に成立した年金制度改正法により、働きながら年金を受給している方で賃金と老齢厚生年金の合計が一定の基準額を超える場合に年金の支給額を減額する「在職老齢年金制度」の見直しが行われ、平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとするために、年金が減額となる基準額（令和7年度は51万円）を令和8年度から「65万円※」に上げます。

※改正法成立時は基準額を「62万円」に上げるとしていましたが、名目賃金の変動率に応じて「65万円」に改定されました。

◆在職老齢年金制度の概要

在職老齢年金制度は、厚生年金の適用事業所に在職し、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給している方を対象として、賃金と年金額の合計額が基準額（支給停止調整額）を超える場合に年金額の一部または全部の支給を停止する仕組みです。

70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務している場合は、厚生年金保険の被保険者ではありませんが、同様に支給停止が行われます。

具体的には、受給している老齢厚生年金の「基本月額※」と「賃金（総報酬月額相当額※）」の合計額が支給停止調整額（令和7年度は51万円）を超える場合に、その超える金額の1/2が支給停止額（月額）となります。

	支給停止額（月額）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額以下の場合	0円（全額支給）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額を超える場合	$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2$

※基本月額は、老齢厚生（退職共済）年金（報酬比例部分）の月額で、加給年金額が加算されている場合は加給年金額を除く。

※総報酬月額相当額は、その月の賃金（標準報酬月額）とその月以前1年間の賞与（標準賞与額）を12で除した額の合計額（総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12）。

◎改正による支給停止調整額の引上げ

支給停止の基準となる支給停止調整額は名目賃金の変動に応じて改定され、令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）は「51万円」となっていますが、年金制度改正により大幅に引上げられ、令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）からは「65万円」となります。

【例：老齢厚生年金の基本月額が10万円、総報酬月額相当額が45万円のケース】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額は55万円で、令和7年度の支給停止調整額は51万円のため、超過額は4万円（55万円-51万円）となり、支給停止額は2万円（4万円×1/2）です。これにより、老齢厚生年金の支給額は月額8万円となります。

令和8年度から支給停止調整額は65万円となるため、支給停止額はなく全額が支給されます。

◎留意事項

・在職老齢年金の支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはならないため、老齢基礎年金は全額支給となります。

・基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額を超えており、支給停止額が年金支給月額を上回る場合、老齢厚生年金は全額支給停止となります。

・老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算しますが、計算の結果、老齢厚生年金が全額支給停止となる場合は加給年金額も全額支給停止となります。ただし、老齢厚生年金が一部支給停止となる場合には加給年金額は全額支給されます。

・厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

・在職老齢年金を受けている65歳以上70歳未満の方を対象に、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する「在職定時改定制度」が導入されており、基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、年金額の再計算が行われるため、支給停止額が変更となる場合があります。